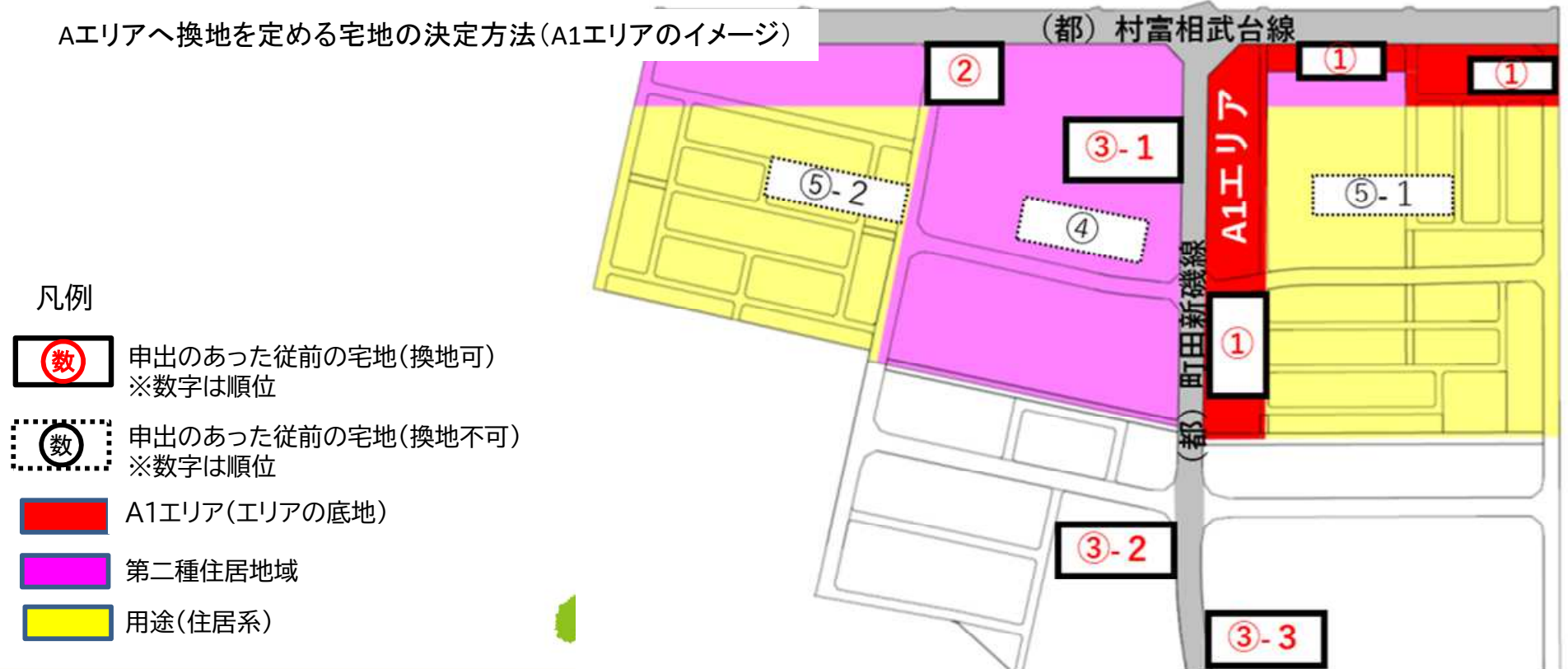


申し出た地積の総量が超過しているエリアの調整方法（Aエリア）

Aエリアについては、申出のあった地積の総量が、エリアの面積を超過していることから、土地区画整理法第89条第1項の照応の原則に基づき、当該エリアに照応している宅地から順に換地するため、次の優先順位により換地する宅地を決定しました。

- ①エリアの底地となっている宅地
 - ②幹線道路（（都）村富相武台線）に接道している宅地
 - ③幹線道路（（都）町田新磯線）に接道している宅地
 - ④用途地域が同一（第二種住居地域）の宅地
 - ⑤用途（住居系）が同一の宅地
- ※①～⑤の中で順位付けが必要な場合は、エリアに近い宅地を優先する

Aエリアへ換地を定める宅地の決定方法（A1エリアのイメージ）







申し出た地積の総量が超過しているエリアの調整方法（Eエリア19街区）

Eエリア（19街区）については、申出のあった地積の総量が、エリアの面積を超過していることから、土地区画整理法第89条第1項の照応の原則や、現在の仮換地指定の状況を考慮し、次の優先順位により換地する宅地を決定しました。

- ① エリアの底地となっている宅地
 - ② 平成28年～平成30年の仮換地指定が19街区の宅地
 - ③ 用途（工業系）が同一の宅地
 - ④ 平成28年～平成30年の仮換地指定が12、13街区の宅地
 - ⑤ エリアとの離隔距離（近距離を優先）
- ※①～④の中で順位付けが必要な場合は、エリアに近い宅地を優先する

Eエリア(19街区)へ換地を定める宅地の決定方法(イメージ)

凡例

-  申出のあった従前の宅地(換地可)
※数字は順位
-  申出のあった従前の宅地(換地不可)
※数字は順位
-  Eエリア【19街区】(エリアの底地)
-  用途(工業系)

